

平成30年9月第20回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成30年9月19日第20回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木 高行 | 2 番 | 渡邊 重益 |
| 3 番 | 小野 一雄 | 4 番 | 佐藤 邦彦 |
| 5 番 | 小野 典子 | 6 番 | 高野 進 |
| 7 番 | 安藤 美重子 | 8 番 | 渡邊 健一 |
| 9 番 | 高野 孝一 | 10番 | 佐藤 正司 |
| 11番 | 森 義洋 | 12番 | 大槻 和弘 |
| 13番 | 百井 いと子 | 14番 | 鈴木 邦昭 |
| 15番 | 木村 満 | 16番 | 熊田 芳子 |
| 17番 | 佐藤 アヤ | 18番 | 佐藤 實 |

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------|---------|------------|---------|
| 町 長 | 山 田 周 伸 | 副 町 長 | 三戸部 貞 雄 |
| 総務課長 | 佐々木 人 見 | 企画財政課長 | 佐 藤 顕 一 |
| 税務課長 | 佐々木 厚 | 町民生活課長 | 関 本 博 之 |
| 福祉課長 | 佐 藤 育 弘 | 子ども未来課長 | 橋 元 栄 樹 |
| 健康推進課長 | 齋 藤 彰 | 農林水産課長 | 菊 池 広 幸 |
| 商工観光課長 | 齋 義 弘 | 都市建設課長 | 袴 田 英 美 |
| 施設管理課長 | 齋 藤 輝 彦 | 上下水道課長 | 川 村 裕 幸 |
| 会計管理者兼会計課長 | 大 堀 俊 之 | 教育長 | 岩 城 敏 夫 |
| 教育次長兼学務課長 | 南 條 守 一 | 生涯学習課長 | 片 岡 正 春 |
| 農業委員会事務局長 | 山 田 勝 徳 | 選挙管理委員会書記長 | 佐々木 人 見 |
| 代表監査委員 | 澤 井 俊 一 | | |

○ 事務局より出席した者の職氏名

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 事務局長 | 西 山 茂 男 | 庶務班長 | 伊 藤 和 枝 |
| 主 事 | 片 岡 工 | | |

議事日程第 6 号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 認定第 1 号 平成 29 年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2 号 平成 29 年度亶理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3 号 平成 29 年度亶理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成 29 年度亶理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成 29 年度亶理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成 29 年度亶理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 29 年度亶理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 平成 29 年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 9 号 平成 29 年度亶理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 10 号 平成 29 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 11 号 平成 29 年度亶理町水道事業会計決算認定について
(以上 11 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 14 議案第 93 号 工事請負契約の締結について (平成 30 年度 (地道

交) 公共ゾーン町道悠里東西線道路新設工事)

日程第15 議案第94号 工事請負契約の締結について(平成30年度(復交)町道五十刈線道路改良工事)

日程第16 議案第95号 工事請負契約の締結について(平成30年度(復交)町道荒浜江下線道路新設工事)

日程第17 議案第96号 工事請負契約の締結について(平成30年度(復交)町道橋本掘添線舗装(その2)工事)

日程第18 議案第97号 工事請負変更契約の締結について(平成29年度公共ゾーン防災調整池築造工事)

日程第19 議案第98号 教育委員会委員の任命について

日程第20 報告第34号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第22 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

午前10時00分 開議

議長(佐藤 實君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(佐藤 實君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、2番 渡邊重益議員、3番 小野一雄議員を指名いたします。

議長諸報告

議長(佐藤 實君) 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案6件、報告1件、計7件が提出されております。

第2、さきに委員会に付託しておりました平成29年度互理町各種会計決算認定について、決算審査特別委員長から審査報告書を受理しております。

第3、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

第4、議会運営委員長から先進地視察調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） おはようございます。それでは、平成30年第20回互理町議会定例会追加議案の説明をさせていただきます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議賜りますのは、議案6件及び報告1件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第93号 工事請負契約の締結について（平成30年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線道路新設工事）につきましては、役場新庁舎及び保健福祉センター建設に伴う公共ゾーン内道路の整備事業になりますが、去る8月24日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第94号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）から議案第96号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道橋本掘添線舗装（その2）工事）までの3件の議案につきましては、去る8月24日に入札を執行したそれぞれの避難道路整備事業の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第97号 工事請負変更契約の締結について（平成29年度公共ゾーン防災調整池築造工事）につきましては、工事の設計内容の変更に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の

議決を求めるものであります。

議案第98号 教育委員会委員の任命についてであります。現在任命をしております4名の教育委員会委員のうち、平成30年9月30日をもって任期満了となる1名の委員が退任となるため、その後任として菊池芳晴氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第34号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成29年度（社総交）町道鳥屋崎3丁目線外道路改良工事において、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により平成30年8月28日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告するものであります。

以上、追加提出議案についての説明を申し上げましたが、慎重審議賜り原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 認定第 1号 平成29年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから

日程第13 認定第11号 平成29年度亶理町水道事業会計決算認定についてまで

（以上11件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第3、認定第1号 平成29年度亶理町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第13、認定第11号 平成29年度亶理町水道事業会計決算認定についてまで、以上11件を一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長、登壇。

〔決算審査特別委員長 渡邊重益君 登壇〕

決算審査特別委員長（渡邊重益君） 改めましておはようございます。お手元に配付の委員

会審査報告書を読み上げまして報告とさせていただきます。

平成30年 9月19日

亙理町議会

議長 佐藤 實殿

決算審査特別委員会委員長

渡邊重益

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1、付託事件。認定第1号 平成29年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成29年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成29年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成29年度亙理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、認定第8号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号 平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号 平成29年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号 平成29年度亙理町水道事業会計決算認定について。

2、審査の経過。第20回亙理町議会定例会において、当委員会に付託された平成29年度亙理町一般会計歳入歳出決算外10件の認定案の審査のため、9月12日から9月18日までに4日間委員会を開催しました。

審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

(1) 方針。当局から提出された「主要な施策の成果と予算執行の実績報告」及び監査委員から提出された「亙理町一般会計・特別会計並びに基金運用状況に関する決算審査意見書」を参照し、行政効果・財源の確保・予算執行の状況などについて、議会の議決どおり執行されたかを審査しました。

(2) 経過。9月12日水曜日、認定第1号 平成29年度亙理町一般会計歳入歳出

決算認定。歳入全部、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

9月13日木曜日、認定第1号 平成29年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。認定第3号 平成29年度亘理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定審査。

9月14日金曜日、認定第2号 平成29年度亘理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第4号 平成29年度亘理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第5号 平成29年度亘理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第6号 平成29年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第7号 平成29年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第8号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第9号 平成29年度亘理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第10号 平成29年度亘理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定審査。認定第11号 平成29年度亘理町水道事業会計決算認定審査。

9月18日火曜日、現地調査。

3、審査の結果。各種会計とも款・項に従い慎重に審査した結果、各種会計いずれも原案のとおり認定すべきであると決しました。

以上です。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。認定第1号から認定第11号までの以上11件は、議長及び議会選出監査委員を除く16名の委員をもって4日間審査いたしました。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成29年度亘理町一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第1号 平成29年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第1号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第1号 平成29年度亙理町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第2号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第2号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第2号 平成29年度亙理町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第3号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第3号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第3号 平成29年度亙理町奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第4号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第4号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第4号 平成29年度亙理町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成29年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第5号 平成29年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第5号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第5号 平成29年度亙理町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成29年度亙理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第6号 平成29年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第6号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第6号 平成29年度亘理町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成29年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第7号 平成29年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第7号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第7号 平成29年度亘理町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第8号 平成29年度わたり温泉島の海特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第8号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第8号 平成29年度わたり温泉鳥の海特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第9号 平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第9号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第9号 平成29年度亙理町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成29年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第10号 平成29年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第10号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第10号 平成29年度亙理町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号 平成29年度亙理町水道事業会計決算認定について討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、認定第11号 平成29年度亶理町水道事業会計決算認定について採決いたします。採決は、起立により行います。

認定第11号について、委員長の報告は「認定すべきである」であります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、認定第11号 平成29年度亶理町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

以上で、一括議題に係る討論採決は終了いたしました。

日程第14 議案第93号 工事請負契約の締結について（平成30年度
（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線道路
新設工事）

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第93号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 一君） それでは、議案第93号をご説明させていただきます。

追加議案書の1ページ目をお開き願います。

こちらは工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（地道交）公共ゾーン町道悠里東西線道路新設工事。

請負金額、8,402万4,000円。

契約の相手方、阿部春建設株式会社でございます。

なお、落札率は75.31%でございました。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料をごらんください。

入札年月日は、8月24日。

入札の方法は、条件付一般競争入札。

条件の主なもの、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亶理町、山元町、

柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評点値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、同事建設、渡辺工務店、宮城林産、阿部工務店、斎藤工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組、S S スチール開発の10社でございました。

入札回数は1回。入札回の詳細につきましては、4ページ目の入札結果表をご参照願います。

工事場所は、亘理町字悠里1番地で、5ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路新設工事として、幅員14.5メートル、延長425メートルの区画において、排水工、路盤工、道路付属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、6ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で議案第93号のご説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） まず1点目ですが、6ページの平面図になります。歩道工事につきまして、高齢者や体の不自由な方々とか、あとベビーカーを連れて歩くというか、そのご家族連れというか、そういった方々にまず配慮されている歩道なのかどうか。

そして、歩道の隣に車道の区分がありますが、明らかにこれ識別できるような形状なのか、この2点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ご質問の歩道の関係ですが、こちらはバリアフリーに対応しております。勾配とか切り下げも基準の8%以下で平滑な勾配をとってございます。

あと、ここの特徴としまして車道の上に自転車道というのがございます。そしてこちらについては縁石で仕切りまして、車道との区別ははっきりつくようになってございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） あと、また十字路の環状交差点、この規格がどうなるのか。この図式されておらないというようなことで、そしてまたデザインについてどのようなものなのかご説明願います。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 中心にある環状交差点ラウンドアバウトと呼ばれるものなのですが、全体の直径としましては29メートルほどの端から端まで直径になっておりまして、トレーラーが対応できるような道幅をとってございます。そして中心部分には、ほかの事例ですと植栽をしたりそのようなものがあるんですが、今回はそこまでまだ考えておりませんので、今後中心部のそのデザイン的なものは決めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

4 番（佐藤邦彦君） 待ちに待った庁舎建設というふうなことでございます。公共ゾーンは今後さまざまな機能を備え、町民のよりどころになるわけです。今、ご答弁いただきましたが、モニュメントとして記念となる町民の親しみのあるデザインをぜひご検討いただきたいというふうに考えます。奇しくも前の庁舎ですが、昭和38年に建設されました。そのときの町長は山田町長の先々代の山田周蔵町長で、今後移植になるそのロータリーに町木のクロマツを植栽しておりますが、これを移植しろとは申しませんが、ぜひ今後長期的な観点に立って町民に親しまれるようなそういった記念的な建造物とは言いませんけれども、そういったものを建設、デザイン、検討していただければと思います。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） この中心部分のデザインなんですが、視認性というのがありますので大きな木とかそういうのは難しいんですが、特徴を持ったモニュメントなど今のところ真っさらな状態ですので、今後検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第94号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事）から

日程第17 議案第96号 工事請負契約の締結について（平成30年度（復交）町道橋本掘添線舗装（その2）工事）まで

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第94号 工事請負契約の締結についてから、日程第17、議案第96号 工事請負契約の締結についてまでの以上3件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾記載〕

議長（佐藤 實君） 議案第94号から議案第96号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） それでは、議案第94号から議案第96号につきましては、東日本大震災復興交付金基金事業であり、関連がありますので一括してご説明させていただきます。

初めに、議案第94号をご説明させていただきます。

8ページ目をお開きください。

こちらは工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道五十刈線道路改良工事。

請負金額、1億1,296万8,000円。

契約の相手方、東鉄工業株式会社東北支店でございます。

なお、落札率は99.91%でございました。

工事の概要につきましては、9ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月24日。

入札の方法は、指名競争入札。

本来であれば、条件つき一般競争入札となるところでございますが、本工事は鉄道近接工事であるため在来線用の工事管理者の配置が必要となり、県内においては対応できる業者が限られていることから指名競争入札としたものでございます。

入札回の詳細につきましては、10ページの入札結果表をご参照願います。

入札参加業者につきましては、指名5社のうち4社が辞退したことから、東鉄工業株式会社東北支店の1社でございました。なお、辞退した指名業者は入札結果表に記載のとおり、奥村組、仙建工業、西武建設、鉄建建設の4社でございました。

入札回数は1回。

工事場所は、亘理町吉田字曾根下地内外で、11ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として、幅員11.5メートル、延長190メートルの区画において、函渠工、舗装工、道路附属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、12ページ以降に平面図等添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で議案第94号のご説明を終わります。

続きまして、議案第95号をご説明させていただきます。

17ページをお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事。

請負金額、1億4,040万円。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

なお、落札率は75.48%でございました。

工事の概要につきましては、18ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月24日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について、総合評点値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、渡辺工務店、阿部工務店、斎藤工務店、千石建設、阿部春建設、岩佐組、結城組、SSスチール開発の8社でございます。

入札回数は1回。入札回の詳細につきましては、20ページ目の入札結果表を参照願います。

工事場所は、亘理町荒浜字御狩屋地内外で、21ページの位置図を参照願います。

工事内容は、道路改良工事として、幅員11.5メートル、延長693メートルの区画において、排水工、舗装工、道路附属施設工、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、22ページ以降に平面図等添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年3月31日までと設定しております。

以上で議案第95号のご説明を終わります。

続きまして、議案第96号をご説明させていただきます。

24ページをお開きください。

こちらは、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成30年度（復交）町道橋本掘添線舗装（その2）工事。

請負金額、5,354万6,400円。

契約の相手方、阿部春建設株式会社でございます。

なお、落札率は74.84%でございました。

工事の概要につきましては、25ページの資料をごらんください。

入札年月日は、平成30年8月24日。

入札の方法は、条件つき一般競争入札。

条件の主なものは、仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による舗装工事について、総合評点値が700点以上の評価を受けている者でございます。

入札参加業者は、芦名組、渡辺工務店、千石建設、阿部春建設、SS スチール開発、エム・エヌ建設の6社でございました。

入札回数は1回。入札回の詳細につきましては、26ページ目の入札結果表を参照願います。

工事場所は、亘理町吉田字村地内外で、27ページの位置図を参照願います。

工事内容は、舗装工事として、幅員11.5メートル、延長604メートルの区画において、車道表層、上層路盤、下層路盤、歩道表層、下層路盤、それぞれに関し、記載の仕様により施工するものでございます。

参考として、28ページ以降に平面図等を添付しておりますので、参照願います。

工期につきましては、平成31年2月28日までと設定しております。

以上で議案第96号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第94号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありますか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） まず、今回議案94号においては、99.91%とすばらしい、まあ100%ですね。こういった落札率でございます。先日、本町の財政状況、企画財政課長から聞きましたけれども、これもやはり財政悪化につながるのではないかと、こういう一因もあるのではないかと、こう思うわけでございます。

まず今回5社応札し、4社辞退。そうなりますと、予定価格の事前公表と本町ではやっているわけですから、そうなりますと1社応札に変わらない、4社辞退していますからね。1社応札と変わらないじゃないかと。そうなりますと、やはり何とんでも落札率は高くなります。これは違反でも何でもございませぬので、これはこれでしょうがないです。やはり何とんでもこれは血税ですから、やはりもう少し考えるべきかなと、考えてもこれ以上だめだというのであれば、これはこれでしょうがないことかなとは思いますが、これも。

先ほど指名競争入札ということで、これも先ほど説明がありましたけれども、鉄道関係これはやはりこういった方々がやらなければできないだろうと私も思っております。昔私も会社に勤めていたときは、やはり鉄道関係のほうも私担当させていただきましてけれども、この方々ほとんどの方は知っております。そういった中で、

やはりこの指名競争入札というのは、今国交省のほうでもやはり公共団体契約というのは原則として指名競争入札ではなく、一般競争入札によらなければならないと、こういうふうにも国交省では言っているわけですね。今回は、でもこれはよく考えてみたらこれはもうしょうがないなというのは、これはわかります。そういう中で、入札辞退、この辞退したのは違反でも何でもございませんけれども、しかし今回5社入札して4社辞退しているというわけですから、この理由というのが何であるのか。

それから、この入札辞退届書、まだ一般質問しましたね。これからもまだ変える気がないのかどうかですね。前町長、今度新しく町長がかわったわけですから、やはりこの中身も変わるべきではないかと私は思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 顕一君） 今回の工事、先ほどご説明させていただいたとおり、JRと隣接するということで在来線への工事管理の配置が必要ということで、やはりそれができる工事が限られていることから指名競争入札にやむなくしたというものでございます。

あと、辞退の理由でございますが、結論から申しますとちょっと確認はとれておりませんので、わかりかねるところではございますが。

あと、辞退理由書の件です。これも先日の議会でも答弁させていただいたとおり、今回第3回目の入札監視委員会でもそのことが出て、辞退の理由書もしくはそれに近いものを様式作成して、ちょっとまだ対応についてはまだおこなっているんでしてないんですけども、間もなくそちらは早急に辞退理由書というものは今後作成させていただいて、その辞退理由とかは今後データとして蓄積したり分析していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。なお、鈴木邦昭議員に申し上げます。これは質疑でありますので、単刀直入にそのものに質疑をしてください。（「はい」の声あり）どうぞ。

14番（鈴木邦昭君） 入札統計持っていますけれども、やはりこれだけあいていますから、ぜひそのところお願いしたいと。

それから、発注者が要するに本庁でやはり理由を知りたいから書いてくれということじゃなくて、やはりいろいろと、以前もお話しましたがけれども、やはり仕様書やそれから案件作成、そして改善、こういったものを改善に役立てると、こういうこともあると思うんですよね。いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤顕一君） おっしゃるとおりだと思います。辞退理由書、単なる辞退、理由記載ということだけじゃなくて、今後はそういった辞退が出ないようなそういった手法にも役立てればというふうには期待しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 最後に11ページでございますけれども、ここは線路から渡り東のほうに向かって、そこに道路ありますね。そこに横断歩道をつくるということをおっしゃられました。ここは通学路でもございます。やはり歩道を設ける場合、やはり何といたっても通学路になっていますので、ここに照明施設も設置すべきだと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ここは交差点になっておりますので、照明施設のほうは考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） ここ工事始まりますと、踏切なので片側通行になるのか全面的に通行どめになるのか、ここを通っている方たちのその利便性みたいなものを考えるとしたらどうなるのか、ちょっとお知らせ願います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらは工事する場合は、完全に通行どめでさせていただこうと考えております。通学路については迂回路、南と北に踏切ありますのでそちらを利用していただき、あと生活道路については北の踏切を利用させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） それで、これが今通ったとしていつごろからその通行どめになる。

どれくらいの日数、何カ月ぐらい通行どめになるものなのか、今わかればお知らせください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 正確な着手時期につきましては、ちょっと施工業者との打ち合わせがまだできていないのではっきりしておりませんが、最終的な工期、こちらのほうはこれも復興交付金ということで3月31日になってございますが、最終的な工期が用排水の改修になっておりますので、田んぼの作付に影響する前ですので4月ぐらいが最終となっております。取りかかりについては、JRとのかなり協議重ねていかなければならないので、ここ1カ月とかそういうことではありませんが、年内にはかかるようになるかと思えます。（「了解です」の声あり）

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 応札した業者なんですけれども、今回は踏切ということで業者が限られているというふうな説明ですけれども、今回5社で本来であれば1社のみの入札の場合はまた再度というふうな説明はあったんですけれども、もう一度その対象業者が5社じゃなくて、もう少しあるのかなというふうに思うんです。そういう方たちを対象にもう一度入札をするというふうな考えはあったのではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 実はここに議案としてはないんですが、この入札の前に上下水道課のほうで水道もこの同じ個所を、この踏切拡幅の影響で推進する工事を発注していたんですが、そちらは多く応札を望むということで一般競争でやっておりました。その際に公募はしたんですが、応募する方が誰も出てこなかったというのが2回ありましたので、道路のこの関係もそちらが予想されましたのでJRの許可を持っていて実績のあるこの業者を限定してさせていただいたものです。

以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第94号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第94号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第95号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第96号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第18 議案第97号 工事請負変更契約の締結について（平成
29年度公共ゾーン防災調整池築造工事）

議長（佐藤 實君） 日程第18、議案第97号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） 続きまして、議案第97号をご説明させていただきます。

30ページをお開きください。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名、平成29年度公共ゾーン防災調整池築造工事。

請負金額は、変更後金額が6億1,148万5,200円であり、2,072万5,200円の増額。

契約の相手方は、大林組・岩佐組特定建設工事共同企業体でございます。

変更の概要につきましては、31ページの資料をごらんください。

変更契約年月日は、平成30年6月6日。

請負金額の増額が必要となった主な変更点は、現場精査の結果、粘性土層があることが判明したことから、重機での搬入搬出作業を円滑にするため仮設工として146万1,314平米分の敷鉄板の設置撤去工が必要となった点でございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所等につきましては、32ページ以降を参照願います。

以上で議案第97号の説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） この鉄板を敷くようになった理由というのは、何でこの鉄板を。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 本体の掘削を始めたところ、掘ってダンプに積むわけなんです、そのダンプの通る搬入路がちょっと地盤の粘性となり緩い砂が出てきてぬかるんだものですから、その通路を確保するために鉄板を敷いたものでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） 要するに重機の搬入路の地質が弱いというのは、ここの敷設した部分だけじゃなくて全部がこういう弱いような状態になっているのか。そうした場合に、下からの水圧でもし完成した後にそのコンクリートで敷き詰めても水圧に負けないような構造になっているのか。もしそのような状況になった場合、多分ないとは思いますが下の水圧に負けてコンクリートで固めたものが浮き上がってきたり、そのときの補償とかというのはどのようにになっているのか。初めからこの軟弱地盤というのはわかっていたんじゃないかと、このぐらいまでやってきていてね。そうするとその後に、その路盤にもっともっと補強するような工事の変更契約は出てこないのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） こちらの地盤なんですが、工事かかる前に2カ所ほどボーリング試験をしましてある程度把握していたんですが、ウェルポンプで水を酌んだ際にかなり乾いた状態になると砂でも普通に通行できるということで最初は設計していたんですが、多少緩い層がありましてタイヤがぬかるんだ。ただ、全体的な地盤、あと土質の指数を見ると決して軟弱土とかではなくて、ある程度地震が来ても耐え得る地盤ではあります。あと、浮力関係なんですが調整池の底の部分、1メートルから1メートル10センチ厚さでコンクリート打っていますので、その重量でもたせるような構造になっていますので、浮力は働くんですが耐えるような設計になってございます。ですので、もし被災した場合に施工業者とかそういうようなものに対しての補償などは考えてございません。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

- 1 番（鈴木高行君） このぐらいの底の面積があると、何でも同じだけれども、1カ所弱いところがあれば連鎖反応のように1カ所がぱっとやられれば全部がもう壊されるというかそういうような連鎖になってきて、それで今度1カ所こういうところ、2カ所こういうのが出てきたということはよっぽど慎重な工事していかないと、周りは強いというような判断であって工事していても1、2年のうちにやっぱり下のほうの地盤というのは、地層というのは変わっていく場合もあるし、水圧だって変わるし、その辺よくもう一回調査、したって言うけれども担当のほうでは管理責任もあるんだから、後の再工事なんていうことになったら大変なことだよ、この面

積から言って。その辺慎重にして、瑕疵担保も何年とるかわからないけれども、そういうこともきっちり契約の中に入れてやって工事をこの際、変更契約をやってもう一回見直したほうが、後から出てくるか来ないは別にしても一応その辺の点検をやっておいてください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 地盤については、タイヤが通るとはまるというような形で、面的に考えますと決して悪い地盤ではないので、その点は大丈夫かと考えております。あと瑕疵担保については、契約約款にうたっている通常2年の瑕疵担保、あと重大な過失の場合は10年の瑕疵担保というのがありますので、それに基づいて行っていききたいと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 変更している中で、門扉の設置が3カ所から1カ所に変更しているんですけども、当初3カ所にしたその理由、そして今回どうして1カ所に減らしたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 門扉の関係については、フェンスにもかかわってくる話なんですけど、当初フェンスについて2列で調整池側に1列、あと管理通路を挟んだ外側に1列ということで2列で計画しておりましたが、現状を再精査させたところ1列で役目を果たすだろうということで、内側の1列を減工しております。それに伴いまして門扉の数も減ったものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 今、フェンスのほうの363メートルから3メートルになっていますし、門扉のほうも3カ所から1カ所とかなり少なくなっています。ということは、この2,000万というのは大体この敷鉄板の価格ということなんですか。ちなみに、146枚ですと鉄板1枚につき幾らぐらいの価格になるものなのかお知らせください。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回の変更で主にふえた要因としますと、この敷鉄板の設置撤去については660万ほどです。ちょっと割り戻していないので1枚当たりの単価はわからないんですが、ちょっとお時間いただければ割り戻しをいたします。それ

と、あとウェルポンプというのがございまして全体の地下水位を下げるものです。そちらのこの表のほうには仮設だったので載せておりませんが、全体で306メートルほどありまして、306本打っております。そちらの費用とあと土工のほうで最初は直掘り、垂直に掘るような設計になっておりましたが、現地の地層に合わせてある程度傾斜をつけて斜めに掘らないと崩れるということで、その分の土工などを増工しております。

以上です。

1枚当たりが4万5,000円ほどでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第97号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第97号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第98号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤 實君） 日程第19、議案第98号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 山田 周伸 君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、議案第98号 教育委員会委員の任命について説明申し上げます。

今回ご提案いたしますのは、現教育委員会委員であります江戸 寿氏が平成30年

9月30日をもって任期満了となることから、その後任として次の者が最適任であると考え、教育委員会委員に任命したいと存じまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、亙理町逢隈鹿島字倉庭1番地、氏名は菊池芳晴、生年月日は昭和33年6月13日生まれ、60歳でございます。

経歴につきましては、記載のとおりでございますが、昭和50年3月に東北工業大学電子工業高等学校電子科を卒業されました。職歴としましては、昭和52年4月に民間会社に勤務された後、昭和56年7月に当時の郵政省に奉職され、平成28年3月まで約35年間にわたり勤務された方でございます。教育分野におきましては、平成18年4月に亙理町立荒浜中学校PTA会長に就任され、保護者の立場において生徒の健全な発達のためにPTA活動に尽力され、ご活躍された方でございます。また、平成29年10月には人権擁護委員につかれ、現在積極的に人権擁護活動に務めていらっしゃる方でございます。

そこで、これまで教育行政に携わるなどすぐれた識見を有し、人格高潔である菊池氏に就任していただくことが本町教育行政の進展に有用であると考え、教育委員会委員として任命したく、ご提案申し上げるものでございます。

議員各位のご同意方、よろしくごお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、議案第98号 教育委員会委員の任命についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第98号 教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。

日程第20 報告第34号 専決処分の報告について（工事請負変更
契約）

議長（佐藤 實君） 日程第20、報告第34号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤頭一君） それでは、報告第34号 工事請負変更契約に係る専決処分についてご説明させていただきます。

39ページをお開きください。

今回の専決処分につきましては、平成30年8月28日に、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行なったため、議会に報告するものであります。

40ページをお開きください。

専決処分書でございますが、平成29年度（社総交）町道鳥屋崎3丁目線外道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%に相当する金額が500万円以内であるため専決処分したものでございます。

概要につきましては、41ページの資料をごらんください。

工事名、（社総交）町道鳥屋崎3丁目線外道路改良工事。

契約締結年月日が平成29年11月16日。

第3回変更契約年月日が平成30年8月28日。

請負金額は、変更後金額が5,796万9,000円であり、72万9,000円の増額。

契約の相手方、株式会社阿部工務店でございます。

請負金額が増額となった理由は、現場精査の結果、地上に露出していた構造物の外地中部においても土どめコンクリートと思われる構造物が新たに確認されたことから、それらの取り壊し及び処理について増工するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。

工事施工箇所等は、42ページ以降を参照願います。

以上で報告第34号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第34号 専決処分報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第21 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

日程第22 委員会の閉会中の先進地視察調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第22、委員会の閉会中の先進地視察調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地視察調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。
これをもって、平成30年9月第20回亘理町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午前11時11分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 渡邊 重益

署名議員 小野 一雄